# 第 5 次総合計画第 3 期中期計画 宇治市総合計画審議会 第 1 回教育福祉専門部会 議事要旨

宇治市

## 宇治市総合計画審議会 第1回教育福祉専門部会 議事要旨

<開催年月日>平成29年9月11日(月)18時~

<開催場所>市役所8階大会議室

#### <出席者>

委員

築山 崇 京都府立大学 学長

酒井 久美子 京都ノートルダム女子大学現代人間学部 准教授

伊勢村 卓司 (一社) 宇治久世医師会 会長

坂田 緑郎 (一財) 宇治市体育協会 会長

曽谷 武 (社福) 宇治市社会福祉協議会 副会長

 松元
 誠司
 宇治市連合育友会 副会長

 松本
 嘉一
 宇治市連合喜老会 副会長

池田 路子 市民公募委員

• 総括企画主任

星川 修 福祉こども部 部長

藤田 佳也 健康長寿部 部長

岸本 文子 教育部 部長

<事務局>

岩本 裕子 所管副部長(政策経営部 副部長)

秋元 尚 審議会事務局長(政策経営部政策推進課 課長)

本間 雅人 審議会事務局員(政策経営部政策推進課企画係 係長)

井上 卓也 審議会事務局員(政策経営部政策推進課企画係

教育福祉専門部会担当)

## <審議会次第>

- 1. 開会
- 2. 副部会長の選出
- 3. 第3期中期計画小分類(案)について
- 4. その他
- 5. 閉会

<会議内容>

#### 1. 開会

【事務局】 会議を始めさせていただきたいと思います。

◇配布資料の確認

本日ご審議いただきますのは、資料①、第3期中期計画(小分類)作成(案)と、第3期中期計画施策体系(案)でございます。

教育福祉専門部会では、所管としております大分類 3、大分類 4 について審議をお願いいたします。

◇欠席者の説明

それでは、部会長、会議の進行をお願いいたします。

【部会長】 よろしくお願いいたします。

◇傍聴申請の許可

【部会長】 第1回の教育福祉専門部会を開会させていただきます。

◇委員・事務局より自己紹介

### 2. 副部会長の選出

【部会長】 宇治市総合計画審議会運営規則第2条に、「専門部会に部会長および副部会長各1人を置く」という規定がございます。同じく同条2項で、「副部会長は、部会に属する委員の互選により定める」ということになっております。

互選ということで、まずはどなたか立候補ないしご推薦がございましたらお願いしたい と思いますが、いかがでしょうか。

特にございませんでしょうか。

そういう場合に備えて、事務局で案を用意いただいていると思いますが、いかがでしょ うか。

【事務局】 本来は委員の皆様の互選ということでございますが、事務局案としましては、松元委員にお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

(拍 手)

【部会長】 それでは、皆様方のご支持をいただきましたので、松元委員に副部会長 をお願いしたいと思います。

## 3. 第3期中期計画小分類(案)について

【部会長】 それでは、資料①、第3期中期計画小分類作成(案)の小分類ごとの取組の方向等について審議を行ってまいりますが、全体を3つに分けて説明、ご質問、ご意見をいただいて、議論する形でよろしくお願いいたします。

それでは、事務局からよろしくお願いいたします。

(事務局より説明)

【部会長】 そうしましたら、今説明がございました大分類3の小分類1のところの幾つかの項目について、第2期中期計画から第3期のところで、一言一句変わらずに引き継がれているものも多いですが、項目によっては少し書きぶりが変わっているものもございますので、なぜこういうふうに変わっているのか、分類を変えたのかなど、ご質問、ご意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

【委員】 現況と課題がはっきり理解できていなかったら、中期の次の計画を練る時にも、これでいいのか分からないと思いますので、おそらく現況と課題が多くなると思いますが、ご容赦願っていいでしょうか。

【部会長】 もちろん現況と課題についての変化と評価があるのでこういう提案になりますということだと思いますので、そこに返りながらご議論いただくのは至って当然のことですので、お聞きいただければと思います。

【委員】 大分類3中分類1小分類1のところで、社会福祉協議会の「稼働率が低いスペースについては、他の同様のスペースと」、要するに「公共施設に機能を移管、廃止する必要があります」ということでされていますが、稼働率が低いところはどこなのかを教えていただきたいと思います。それから、総合福祉会館については、老朽化が進んでおり、議会は建て替えるということで表現されていますが、こちらでは長寿命化を図っていくと書かれています。30年以上前にできた総合福祉会館ですので、配管、給水設備、ボイラーなどかなり老朽化していますので、長寿命化して節約できるなら、厳しい財政のもとそれで結構ですが、何年先までを考えて長寿命化を図られているのかをお聞きしたいと思います。

宇治市社協とは一層の連携、協働が必要ですと書いてありますが、やはりここには、支援という言葉が必要ではないかと思っております。

【福祉こども部長】 1点目の稼働率の関係ですが、総合評価のところには、一般論 として記載をさせていただいております。福祉会館自体、私も前年度、庁舎内を回りまし て、詳細を確認をいたしました。確かに老朽化で使えていない部分や、お風呂のことも含め、さまざまな課題もあろうかと思います。宇治市では現在、公共施設等総合管理計画の策定に入っております。公共施設等総合管理計画は公共施設全体の計画でございますが、個別には今後、その計画に則って具体的な対策をとっていくことになろうかと思います。ただ、福祉会館も短期、中期、長期と、それぞれの課題に合わせて取り組むべき期間はあると考えております。

【委員】 社協で稼働率が低いということはないと考えてよろしいですか。

【事務局】 今の公共施設につきましては、公共施設等総合管理計画を先週策定したところでございまして、宇治市全体の話で、今後それぞれの施設ごとに今の稼働率や、色々な老朽化を、踏まえて今後方針を定めていくことになっております。目標年次は、平成58年度、2046年、今から30年後までの計画という形をしております。

【部会長】 総合計画の取組の方向として明示する部分はかなり一般的な書きぶりになることが大前提だと思いますが、今ご指摘があった点については、より詳しくはこの9月に策定されようとしている公共施設等総合管理計画で、定めていくということでご理解いただけますか。総合評価のところで低いスペースというのは、特定のところを想定して書いているわけではないということですね。

【委員】 1つは、総合福祉会館という名前であるが、バリアフリーができていません。特に上がる時に靴を脱がなければ、そして、トイレなどを見ましても、例えば車椅子や、電動車椅子の方が使おうと思ったら使えないのではないでしょうか。本来、総合福祉会館たるものは、宇治市内の色々な会館の中で最もバリアフリーができていなければいけないと思っており、それができていないというのは非常に残念な思いがしました。ところが、総合評価を見ますと、初めに「管理運営費の削減」が第一に出てきており、やはり本当の意味での福祉の一番先端には、バリアフリーを書かなければいけないのではないかと非常に感じました。

2つ目には、大分類1中分類1の全体の文章で、「また、本市における地域福祉の中心的役割を担い」云々として、社会福祉協議会の役割が書いてあります。社会福祉協議会の役割がいかに大切なことかは非常によく分かりますが、地域福祉の中心的役割は一体誰なのでしょうか。それは地域福祉計画の基本理念と、高齢者保健福祉計画の第6章に、高齢者福祉を担う主体の役割というところがあります。それらによると、主体は地域の市民となっており、社会福祉協議会等はそれを支えていくところです。高齢者保健福祉計画で社会福祉協議会について書いてあるところは、非常にその辺がきちんとまとめて書いてあるように思いました。ですので、2つの先行されている計画の中身をこちらに反映をしていただきたいと願っております。

【福祉こども部長】 総合福祉会館のバリアフリーの関係で、年数が古い建物だということを象徴していると思いますが、今後色々な見直しをする中では、バリアフリーは当然最優先に考えていく事項だと思っておりますので、改善に努力してまいりたいと考えて

おります。

今いただきました中心的役割ですが、当然市政の主役は市民の方になります。その上で、 ご指摘の箇所では、市民の方に幸せを感じていただけるようなまちづくりでの、社会福祉 協議会の役割の大きさを表現しておりますので、計画書との整合など、十分見ながら表現 を固めてまいりたいと考えております。

【部会長】 現況と課題は、各種の社会福祉事業やボランティア活動を展開する団体が連携しており、支え合う枠組みの構築が課題で、非常に客観的かつ的確に書かれていると思います。今回の作成案でそこの中心的役割を担うのが社会福祉協議会と端的に表現されており、読み方によっては社会福祉協議会が中心で引っ張っていくと強調されているように見えてしまいます。そこの表現は的確に、社会福祉法自体に社会福祉協議会については規定もございますので、総合計画の基本的な文言に関してはあまり安易に要約はしないほうがいいと思いますので、ご検討いただきたいです。

バリアフリー化に関しては、施設のあり方を検討する必要がありますということで、計画の取組の方向としては有効活用ですね。もう一段具体的なところで考えていくという、2046年をゴールとしつつも、公共施設等総合管理計画も含め、具体的な対応のところでは着実に進めていく必要があり、少なくともそれを妨げないような計画、取組の方向性であるべきだと思います。

【委員】 目標値と指標値についてよろしいですか。

【部会長】 はい。

【委員】 ここにボランティア活動センター登録者数と学区福祉委員の数が書いてあり、両方とも当事者を支えていく、福祉を支えていく立場です。高齢社会になれば、喜老会の会員数が挙がってくるのが当然ではないかと思っています。ただ、残念なことに、会員数が減少気味であり、減少気味と書いてほしくはありませんが、実際の姿を表現するべきではないかと思っております。

【部会長】 宇治市としてはいかがですか。喜老会様の主体性というか独自性を尊重 して、あまり行政が踏み込まないほうがいいのかという気もしました。ただ、非常に重要 な指標であるということはおっしゃるとおりだと思います。

【健康長寿部長】 目標値・指標値の中身については、1期、2期、3期を通じて、 基本的には同じものするつもりです。今の喜老会の会員が確かに1つの指標としては成り 立ち得るものだと思いますし、それが大分類3中分類1小分類1の地域福祉のところか、 それとも大分類3中分類3小分類1の「長寿社会への対応」の生きがいづくりのところが いいのかはまた別の議論があろうかと思いますが、今回の指標値は現在と同じというのが 基本的な考え方で、次期では喜老会の会員数は、当事者という意味では非常に大事な数字 になると感じております。

【部会長】 地域福祉活動の担い手を広げていく際に、既に指標としてボランティア センターの登録者数や、社会福祉協議会の会員数が上がっています。喜老会様だけではな く、地域で関わる幅広い団体、グループ等の活動を元気にしていくことは必要になってくるかと思います。

【委員】 喜老会は、1つの目標、1つの中身だけを持った当事者組織ではありません。老人福祉法第3条で指定された包括的な当事者組織です。カラオケクラブや、

グラウンドゴルフクラブとは全く違っています。その点をよくお考えいただきたいです。

【部会長】 そういう点も含めて宇治市としてはお考えいただいているということでよろしいですか。

【委員】 85ページの現況と課題のところで、国の方針で、「地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら」とあります。2017年6月に法改正で、我が事・丸ごとの地域づくりは国が今言っているところですが、これについて宇治市としてはどう考えていらっしゃるのかが気になっています。なぜかというと、「「我が事・丸ごと」丸投げになってはいけない」ということが聞こえてきます。地域福祉は地域の方々が主体的に活動して進めていくことがすごく大事なキーワードになっていますが、丸ごと投げかけられては、大変になるという活動者の方々の声も聞きますので、どんなふうに宇治市では進めていかれるのかを教えていただきたいです。

86ページ、目標値・指標値のところで、どちらも実数では減っていますが、割合としてどれぐらい減っているのか。こういう活動者の方々も高齢の方々が多いとは思いますが、年齢層はどんな状況なのかをお知らせいただきたいと思います。その上で、4番、「幅広い年齢層の参加手法」となっていますが、今後の参加手法を考えていくことが関連づいてくると思います。

87ページの5、地域でのネットワークの推進のところで、子ども、高齢者、虐待等の早期発見、予防、自殺対策に限定されているわけではないのでしょうが、全体的にこういう問題がクローズアップはされてきていますが、今色んな孤立化という問題が出てきている中で、ここに限定したような内容にしてしまっていいのでしょうか。

【福祉こども部長】 我が事・丸ごとというところで、地域福祉を宇治市としてどう 考えているのかという観点でご回答させていただきます。我々としては、当然地域や民間 にお願いしながら、中心には宇治市がなくてはならないと考えております。今ちょうど学 習支援事業を新たにこの7月からスタートし、事業のやり方としては宇治市が中心にいて、社会福祉協議会に事業をお願いしていますが、そこの連携を密にとるということで、これ は教育部との連携も含めてしております。民生委員さんや色々な団体との関係、連携が必要でございますが、当然丸投げではなく、主体性をもって宇治市としても取り組んでまいりたいと考えております。

【地域福祉課長】 目標値に掲げておりますボランティア活動センターの登録者数及び学区福祉委員数につきましては、全体の中でどういう捉え方になるのかという分析まで進んではおりません。24年と28年ではボランティア活動センターの登録者数では団体数は増えてはおりますものの、関わっていただいております登録者数は減に、学区福祉委

員数につきましても200名の減になっております。あと、学区福祉委員会の中でも後継者、担い手不足ということで、会員の減も含めて課題があり、当事者団体は会員数が軒並み減っております。そうした中で、色々な団体と連携を進めるために、独自に取り組んでいただいている団体もございますので、宇治市全体の中での指標値の位置づけについては、今後の課題にさせていただきます。

地域でのネットワークの推進につきましては、ここに列記しておりますのは一部ということでご認識をいただきたいと思います。これまでは問題にならなかったことが問題になるという社会情勢もございますので、限定的に捉えるのではなく、地域の実情を踏まえながら捉えていきたいと考えております。

【委員】 民生委員さんの委嘱状況はどうなっているのでしょうか。

【地域福祉課長】 宇治市につきましては、310人の定員は満ちております。

【部会長】 確保はされているということです。

先ほど委員からもありましたが、全体の年齢構成であったり、各団体の活動状況なども 見ていきながら、どういう形で登録者数なり委員数なりを確保するかは、具体的に対応策 を考えていかなければいけないと思います。

【委員】 大分類 3 中分類 2 小分類 1 「健康長寿日本一を目指す」と目標のところに書かれていますが、健康長寿日本一という発想はどこから出てきたのか。また、宇治市は一体何位ぐらいに入っているのでしょうか。

また、う一茶ん連絡会はどんな組織で、委託費は幾ら払っておられるのでしょうか。

大分類3中分類3小分類1の、中分類のところで、「長寿社会への対応」になっていますが、長寿社会は一体どこの年齢を指すのでしょうか。「高齢社会への対応」と書いてもらったほうが、高齢社会でしたらある程度年齢も出てきますが、長寿の定義は何歳からか分かりにくいです。

また、文教大学で行われております高齢者アカデミーの主催は宇治市ですか。それとも 文教大学がやっておられるのですか。

それから、宇治市と生涯学習センターで、1995年に宇治市生涯学習市民大学というのが発足されて、それと宇治市民との共催に一旦変わって、今は市民のスタッフ会が長い間運営されていますが、どこかで評価してあげるべきだと思います。共催は生涯学習センターもされており、会館の使用料はおそらく免除されているのではないかなと思いますが、あとは、受講料を集め、講師料も払ってという活動をされておりますので、その辺も教えていただきたいと思います。

鳳凰大学は歴史も古くて、50年以上前からあり、4年間で終了となりますが、大学院 的なものができたら、もっと他の人ともつながりが増えるのではないかと思います。

それから、地域福祉センターは東宇治と西宇治と広野は福祉サービス公社が指定管理で、 槇島は山城福祉会、開と木幡は直轄で運営されていますが、地域福祉センターの活動をど のようにしていこうと思っておられるのか。あと、そのエリア外で、空白区がかなりあり ますが、どのようにするご予定ですか。

大分類 3 中分類 2 小分類 2 で、特養が宇治市では幾らあって、入居者数、待機者数が分かるなら教えていただきたいと思います。保育所では、待機児童をなくすために色々な取組をされていますが、特養に関しては論議されたこともないと思いますので、幾らほどのお金が使われているのかを知りたいです。

【健康長寿部長】 健康長寿日本一というフレーズですが、健康長寿日本一が宇治市のイメージであったり、みんなで健康長寿に向けて頑張ろうというスローガンでして、宇治市民の皆さんがいつまでも健康で、長寿でいたいという意識を少しでも喚起ができるようにという意味で、日本一というフレーズをつけています。健康寿命が日本一という意味ではなく、健康長寿日本一と言っているところに少し意味があると思います。具体的に何歳か、健康寿命を何歳まで伸ばすというところまでは、今のところ触れてはいません。

市町村のレベルで今、宇治市の健康寿命が何歳かというデータをとるのは非常に難しい 面もあります。都道府県レベルで長野県や山梨県の情報は出てきますが、市町村のレベル での、順位づけは、現在のところ非常に難しいと思っています。

長寿社会という言葉ですが、97ページの現況と課題で、超高齢社会という言い方をしていますので、長寿社会という言い方がこのままでいいのか一度検討させていただきたいと思います。

【健康生きがい課長】 高齢者のアカデミーの関係ですが、宇治市が京都文教大学に委託して実施している事業です。通常の受講料4万円のうち、大学が1万円を免除していただき、宇治市が2万円を負担し、本人が1万円負担していただくという形で運営をしています。

【生涯学習課長】 市民大学の現状につきましては、ほとんどが自主運営で、講師の選定や期間の回数は全てスタッフ会で考えておられるところです。生涯学習センターの協力といたしましては、市政だより等を使った広報、優先的に回数に応じた枠を、普通の申込期間より前に押さえていますが、補助金的、金銭的な援助はしておりません。

評価では、昨年と、3年前に、市民の公募事業で補助金を出した事業ということで、高い評価は得られています。直接的な評価はできておりません。

それと、鳳凰大学の大学院という考え方はございませんが、OB会として、今もそれぞれのところで色々なクラブ活動をされている実情はございます。

【介護保険課長】 特別養護老人ホームの待機者数ですが、平成28年の4月現在が 最新の調査で、243名の待機の方がおられます。

宇治市内の特養のベッド数は、569床、特別養護老人ホームの数は9カ所、地域密着型の小規模特別養護老人ホームを加えますと、10カ所あります。

平成27年度の決算値は、施設介護サービス給付費としまして39億円の決算値となってございます。

【事務局】 「長寿社会への対応」という表現が総合計画の基本構想のレベルのとこ

ろでございます。中分類3「長寿社会への対応」という表現もあり、今回は11年間の基本構想でございますので、表現をここで修正するのがなかなか難しいと考えております。

【委員】 101ページの中ほど、「高齢者が介護や支援が必要になっても、住み慣れた地域で安心して生活することができる」という云々があります。それには、「生きがいが一体的に提供される宇治方式の地域包括ケアシステムの構築」が非常に重要であると書かれています。今、日本国中、包括ケアシステムが既に動いていて、来年の4月にはかなり具体的な形になるべきですが、一般市民にはどういうことかが全く伝わってないというのが現状だと思います。

包括ケアシステムは、1つは、医療構想があります。そして、もう1つが、医療と介護の連携があります。医療構想は、現在医療費がパンクしつつあるので、これを抑制するのが主な目的だと思いますが、山城北の13カ所ある病院を、分類してしまうわけです。高度急性期、それから急性期、回復期、慢性期という形で分類してしまうと、致し方ないことですが、高度急性期に入院できる期間は2週間ぐらいです。2週間たてば、次のところへ移動しなければいけない。それは同じ病院の中で移動もできますが、ほかへ移らなければいけないことも起こってくるわけです。いわゆる川の流れのようになっているわけです。川上からずっと流れてくる人が、もう80、90歳の人で、治療の意味がないという慢性期の人は、どんどん下のほうにたまり、それが在宅医療になります。

慢性期の病院を受け皿とすることも今考えられていますが、なかなかそれを全部受けとめるキャパシティーはないので、自宅へ帰ってもらい、住みなれた地域で安心して、最期の看取りまでやっていこうという構想があります。昔、我々の子どものころは、おじいさん、おばあさんは家で少し寝込んでいて、静かに、何事もなしに亡くなっていたわけです。今これが色々なことで修飾されてしまい、病院で亡くなるというケースが増えて、おかしくなっている。それを戻す意味で、こういう考えは日本がやらなければいけないと考えます。

在宅医療に携るのは開業医で、今、宇治市といろいろやっていますが既に要支援1、2 を国は介護から外してしまっています。それを宇治市が地域のお金でやらなければいけません。開業医も協力して、医療と介護の連携プロジェクトとして、医者、病院、介護士など色々な人を巻き込んだ多職種の連携をとる必要がありますがなかなかうまくいきません。そこに認知症の方の受け皿も必要で、認知症専門センターのような構想ができていて、来年3月に形としてはスタートする予定です。

そういった一連の動きは、実際の医療を受ける患者さんが全く意識しておらず、そこへのアピールがないままに、政府の主導で動いています。医師会がしっかりしたものをつくるという意気込みで今やっていますが、これが一般市民にも広がってほしいです。

最近、見回りとか色々なサービスがついたサービス付高齢者住宅がどんどん増えてきている最中です。それの中で優劣があるので、きちんと目を光らすことが医師会の役割だと思って、今それに全力を尽くしていますが、なかなかうまくいきません。その辺について、

宇治市の覚悟を聞かせてほしいと思います。

【健康長寿部長】 101ページ第3期中期計画における現況と課題の真ん中よりやや下のところに、地域包括ケアシステムのことと、「看取りまでを含めた適切な支援と介護体制の充実」等で、医療介護連携の拠点整備等についても記述をしています。

確かに今の超高齢化社会のもとで、宇治市も含めてこれからの地域社会に高齢者が本当にどんどん増えて、宇治でも平成32年には75歳以上の後期高齢者が65歳から74歳までの前期高齢者の数と逆転をして、75歳以上のほうが高齢者の中でも多数になっていく。75歳以上になれば、どんなに健康を維持したとしても、当然医療にかかる人、介護にかかる人の比率はどうしても上がっていくので、その対応がどうしても必要になっていくということを、つまびらかに全ての皆さんにお知らせできているかといえば、確かにできていません。そうした点をしっかり私たちもお伝えをしながら、専門的な分野の方たちも含めて、全体の仕組みとして推進するための体制づくりが本当に必要になってきていますし、それなくして、介護難民や医療難民が現実になると、本当に大変なことになりますので、2025年だけではなくて、2040年ぐらいも見据えた努力が必要ということは十分認識をしているところでございます。

【部会長】 そうしましたら、大分類 3 中分類 4 以下に進ませていただきますので、 説明を事務局からお願いいたします。

(事務局より説明)

【部会長】 ありがとうございました。

皆様から大分類3中分類4から大分類3中分類7の中に関わって、ご質問、ご意見をお願いできればと思います。

【委員】 117ページ、大分類3中分類4小分類4「放課後児童育成の充実」について、119ページの取組の方向で、育成学級の充実とサービス提供をご記入いただいていますが、子どもを育成学級に通わせていて、先生方の教育がすごく大事だと感じました。学校によって、先生の個人差がとても激しく、家庭の延長であってほしい場が、そうではない現状があったりするので、取組の1つとして先生方の教育をサポートしていただき、充実も図っていただくことが、間接的に、より子どもも親も安心できる環境になるという気がしましたので、ご検討いただきたいと思います。

【福祉こども部長】 私も指導員の人材育成は非常に大事だと考えておりまして、基本的には毎月1回、指導員研修の実施をしておりますのと、私も春の研修には話をさせていただく機会を得ました。

宇治市の指導員さんは結構熱心な方が多くて、けん玉や百人一首の取組をしていることはよくご存じいただいておりますが、熱心な方にどういう方向づけで人材育成をしていくか、今後とも工夫しながら取り組んでまいりたいと考えております。

【部会長】 先ほど家庭の延長であってほしいという話がありましたが、取組の方向でも、「保護者ニーズに対応するため」、しかも「多様化した」ということで書かれています。指導員の先生方がこれはぜひと思われていることと、保護者の方が願っておられることが必ずしも全てがマッチするわけではなく、そこをやっぱり丁寧に結ばせていくということがすごく大事になってくると思いますので、方向としては含まれていると思いますので、ぜひしっかりお願いしたいと思います。

【委員】 大分類3中分類4小分類2の取組の方向1のところで、2期では「乳幼児の健康診査の充実」と書いていて、3期では「乳幼児の健康診査を行い、支援の充実を」と書いていますが、どのような差がありますか。4のところの経済的支援の充実では、国や府と連携して、各種手当、医療費の支給などを通じての支援としていますが、国と府の支援制度を利用して、あとは宇治市の独自のプラスがされるのでしょうか。

大分類 3 中分類 4 小分類 3 ですが、今保育事情については待機児童ゼロにするという形で、私立の保育所にはかなり努力してもらっていますが、これから充足率が 1 0 0 を切る時が予測されます。今の推計値からいくと、幼稚園の数ではかなり減った数を書いていますが、 1 0 0 を切った時に、保育所に対してどのような支援を目指しておられるのかをお聞きしたいと思います。

大分類 3 中分類 6 小分類 1 、低所得者とは生活保護を受けておられる方だけなのか。国 民年金だけで生活をしている人で、生活保護を受けている人以下の生活を強いられている 人がおられるのではないかと思います。

大分類3中分類7小分類1は中分類が「年金・保険制度の運営」と書いていて、大分類3中分類7小分類2では「国民健康保険の運営」と書かれていますが、中分類が変わったら下の小分類も変わるのではないかと思います。

【保健推進課長】 ただいまの質問の中の、大分類 3 中分類 4 小分類 2 の取組の方向 1、母子保健対策の推進についての質問を答えさせてもらいます。ここの文言修正した趣旨は、前期計画の取組の方向では、「健康診査の充実を図る」で終わっておりましたが、ほぼ 1 0 0 % 近い受診率がある中で、受診で分かった乳幼児さんに対しての課題に適切な支援をすることが大切であると考えたために、今回文言を修正させていただいた次第でございます。

【こども福祉課長】 大分類 3 中分類 4 小分類 2 の取組の方向、「経済的支援の充実」でございます。現在子育で家庭の手当で等につきましては、主なところで申しますと、児童手当があります。児童手当や児童扶養手当など、国の制度に基づいているものにつきましても、制度拡充等の要望はしているところです。市単独での経済的支援で申しますと、ひとり親の方の生活福祉資金の貸し付けや、奨学金制度を実施しております。今後、経済的支援の充実は国、府の制度の拡充についての要望も重ねながら、市単独でどういったことができるのかも引き続き検討していきたいと思っております。

【福祉こども部長】 保育所の入所の関係で、100を切る時が来るのではないかと

いうご意見ですが、まさにピークをいつ迎えるかという段階に入っているかと思います。本日も、子ども・子育て会議に一定のニーズ調査の結果等も報告させていただいて、各委員さんからのご意見も今お受けしているという状態でございまして、今後具体的な子ども・子育て計画、事業計画の見直しの必要性等について、さらに議論を深めていくことになります。100を切った時の具体的な支援ですが、各保育園、認定こども園、民間の園でも色々な努力を既にいただいておりますし、将来も見据えていただいていると思っております。宇治市として何ができるのか、さらに継続して検討していきたいと考えております。

大分類 3 中分類 6 小分類 1 の「低所得者福祉の充実」ですが、生活困窮者自立支援制度ということで法がスタート、施行されておりますが、これは生活保護世帯だけではなくて、その可能性のある世帯も含めて言われておりますので、貧困の連鎖をどう防いでいくか、短期的、長期的なことも含めて、広い視点で取り組む必要があると考えておりますし、今進めております学習支援事業もその一環です。

【事務局】 133ページ、中分類の表現、「国民健康保険の運営」は誤りでございます。正式には「年金・保険制度の運営」で、小分類1「年金・各種医療制度の運営」と同じ表現となります。

【部会長】 先ほどの説明の中で、子ども・子育て会議で保育ニーズについてニーズ 調査ということでしたが、ニーズ調査の段階で一定の時点で定員がニーズを完全に満たす ような予測は出ているのでしょうか。

【こども福祉課長】 今年の3月に実施しましたニーズ調査を踏まえて、平成31年度まで、当初3年前に計画を策定した時よりは保育ニーズは上に振れているという結果で進んできております。ただ、平成32年以降、中長期までは今回の統計ではとっておりませんので、実際に子どもの出生数など今後どうなっていくか、大きく影響してくると思っております。3年前に計画を策定した時は右肩下がりだと見込んでいたものについて、今あけてみると高い保育ニーズが続いている。子どもの全数は減っていますが、保育所への入所を希望される率が上がってきており、高い入所児童数が続いているということでございます。

【部会長】 母子保健対策のところは支援の充実の中に含めて今後対応ということだと思いますし、保育のところは、仮に量的な充足が得られたとすれば、質的なところの充実を図っていくことが課題になるということかと思います。

【委員】 大分類 3 中分類 5 小分類 1 の障害者福祉のところで、全体の現況と課題を読んでいきますと、「障害者が、可能な限り身近な場所で必要な支援が受けられるよう」という面がずっと書いてありますが、本当に大切なことは、障害のある人たちが自ら自立をして、社会的活動に参画をしていくということだろうと思います。

次の取組の方向で、社会参加の促進という項目の中を見ていますと、手話の問題がほとんどの部分を占めています。しかし、バリアフリーという問題が全く出てきません。バリ

アは単純な物理的バリアだけではなく、バリア全体もフリーにするという一番基本的なと ころが抜けているのではないでしょうか。

それから、身体障害者手帳の交付者数です。全体の身体障害者の7割までは高齢者だという状況で、内部障害が非常に増えてきております。ところが、内部障害は医療がどんどん進んでくると、回復する面がたくさんあるのではないでしょうか。医学のおかげでよくなったら返せばいいと思いますが、返還率のようなものは統計的にはあるのでしょうか。

【福祉こども部長】 まず事務的なレベルから説明させていただきますと、前回までの内容に手話言語条例の内容をつけ加えましたが、今のご指摘を受けて、バリアフリーに関する課題は交通等の問題等も含めて調整をした上で、表現の見直しも含めて検討したいと思います。

【障害福祉課長】 返還率は統計が出ておりませんで、返還されるのは死亡された時 くらいで、等級変更に伴う返還はほとんどない状況でございます。

【部会長】 医療や支援が充実すれば、回復されることはあるかと思います。その辺はかなり丁寧にコミュニケーションをとって状況を把握していかないといけないと思います。

【委員】 手話言語条例の関係ですが、制定を検討する必要がありますと書かれておりますが手話言語条例を制定するために、全市町村が意見書を国に送ったと書いていたと思いますが、まだ検討をしなければならないのか。議会ではパブリックコメントをとるようなことが地方紙に載っておりましたが、なぜ今さら意見書を出したものに対してパブリックコメントをとらなければならないのかと思います。

大分類3中分類5小分類1の取組の方向3に「手話奉仕者等」と書いておりますが、ほかの要約筆記や、拡大写本とか、音訳の方を、「等」で結ぶというのは失礼ではないかと思います。

【福祉こども部長】 手話言語条例の経過でございますが、何年か前に議会で国に対する意見書ということで意見を取りまとめられたということです。そういった動きの中で、今般本市といたしましても手話言語条例を独自で制定に向けた検討を進めてきたということで、その骨子を9月初めの文教福祉常任委員会に、議会に報告をさせていただいて、現在パブリックコメントをとっているという状況でございます。準備が整えば、早ければ12月議会に議案として提出したいという考え方をしているところでございます。この第3期中期計画の文言が「制定を検討します」という、まさに今その状態でございますが、状況状況で表現を修正してまいりたいと考えております。

それから、手話奉仕員さん「等」ですね。ここも先ほどの表現と含めまして、できるだけ丁寧な言い方ができますように調整してまいります。

【委員】 大分類 3 中分類 6 小分類 1 で、「生活困窮者の自立助長を促進」するとあります。取組の方向でも「自立の助長」という言葉が使われています。一般的に、助長はあまりいい方向には使いません。「自立を促進するため」でいいのではないでしょうか。

【福祉こども部長】 私も疑問視はしておりますが、法律の表現がそうなっており、 それを踏襲しているという状況です。ご意見も踏まえて、再度検討してまいります。

【部会長】 助長というと、既に伸びていくものを少し押すですね。促進でいいのではないかという気もします。

【委員】 133ページの大分類3中分類7小分類2「国民健康保険の運営」の中で、134ページに、目標値がそれぞれありますが、現状とすごくかけ離れた数値になっていまして、国が設定した部分があるというのは理解はできますが、ここまで上げるために何か具体的な方針等は立てていらっしゃるのでしょうか。

【国民健康保険課長】 目標数値につきましては、国の特定健康診査等の参酌標準値にはなっております。それに対しての現状数値の乖離につきましては、特定健康診査は、40歳からで、本人の意志で受診をしていただくということにはなっており、未利用者に対して個別で受診いただくように勧奨通知を行ったり、今年からは電話の勧奨の取組もやってまいりまして、何とか受診率を上げていくように努力していきたいと考えております。

【部会長】 しっかりと手だてを打っていかないと、30%を60%にはなかなかなりにくいと思いますので、ぜひ中身の検討をよろしくお願いします。

【委員】 今の特定健診の受診率が問題になっているんです。胃がんの検診の受診率はもっと低く、京都市内でも2%ぐらいという状況で、この辺でも4%ぐらいです。原因としては、バリウムを飲んでという透視で、集団でやっているからです。だから、集団ではなしに個別健診で、胃カメラを受けると補助が出るという形になっているところもあります。

【部会長】 保健師さんの力をもっとお借りしたり、社会教育などで健診のことにも触れていくという方向の啓発が必要ではないかと思います。

ひとまず大分類4に行かせていただいてよろしいでしょうか。

まずは事務局から大分類4のところ、お願いいたします。

(事務局より説明)

【部会長】 ありがとうございました。

委員の皆様から色々ご質問、ご意見、ご発言いただければと思います。

【委員】 宇治市の中に総合病院があります。病院に入院をしている子どもの教育は どうなっているのでしょうか。いわゆる院内学級、あるいは訪問学級がどういうふうにな っているのでしょうか。

【教育支援センター長】 宇治市内には院内学級はございません。短期的な入院の場合には、退院後に学校が学習支援等をするという形で、長期にわたる場合につきましては、 府立医大や、国立支援センターの病院の関係で入院している子については、桃陽支援学校にまいります。南京都病院に入院する場合には、城陽支援学校の院内学級に入るという形 になっております。

【部会長】 では、宇治市内でどうするのですか。

【委員】 転校しなければいけないのですか。

【教育支援センター長】 結論を言いますと、転校になります。

【委員】 なぜですか。例えば整形外科だったら、長いかもしれません。そういう場合に、そこで教育がなかったら、その子どもの生活が保障されない。 医療的なことだけでなく、やっぱり子どもの場合に教育がなければいけないと思います。 そういうものをつくる試みはないのでしょうか。

【教育支援センター長】 短期的な部分については学校がその病院に行って学習支援 等をすることはございます。

かなり長期的になる場合については、京都市内であるとか、城陽の病院の入院がかなり 多いです。その中での院内学級という形での、転校で仮に1回籍を移して、また戻ってく るというケースが多いです。

【部会長】 宇治市の規模で、実際に該当されるお子さんが何名ぐらいいらっしゃるとか、長期入院の場合でも、学習が可能な状況にあるお子さんと、そうでない場合とあったり、かなり個別の細かい対応になると思います。もう少し一般的な、基本的な方針や、考え方がお聞きできると、もう少し理解がしやすくなるのではないでしょうか。

【教育部長】 しばらくお待ちください。

【部会長】 はい。

その間に、ほかのところでご質問、意見をお願いします。

【委員】 145ページ、147ページ、現況と課題のところで、虐待、いじめの問題が深刻化しているということが触れられていますが、取組の方向の中では特にそこは書かれていないように思いました。不登校、青少年の非行防止活動の部分はありますが、いじめ問題、虐待問題は、ここに具体的に挙げなくてもいいのかと気になっています。

取組の方向3の不登校児童・生徒への対応のところで、「不登校となっている児童・生徒の登校を促すため」となっていますが、不登校の理由を把握して、その解決方法が大切ではないかと思います。相談員派遣はそういう意図なのでしょうか。

福祉の心のバリアフリーの観点で、学校教育、生涯教育、それとも地域福祉で位置づけるのがいいのか分からないですが、地域の子どもから高齢者まで全ての人が、福祉に対して、地域で活動するということに対しての意識を高めていくことを大事だと捉えるのであれば、福祉教育の位置づけはどうなるのでしょうか。

【教育支援課長】 虐待、いじめは宇治市の中でも大きな問題、課題で、実際に取組は進めております。その内容につきまして、こちらの取組の方向性で具体的な記載がないので、記載の検討をしてまいります。具体的には、147ページの取組の方向7番、「学校との円滑な連携と学校現場へのサポートの強化」という内容で取り組んでおりますので、そこに具体的な内容を書くような形で考えていきます。

不登校の関係につきましては、実際に学校現場でも不登校の子への、児童・生徒への調査などを行って、昨年度から不登校支援事業を始めておりまして、支援員の派遣を通して 実態把握等に努めております。

【一貫教育課長】 福祉教育と申しまして、学校の中で福祉学習は、現在も総合的な学習として行っています。139ページ、取組の方向の上から2つ目、「豊かな人間性を育む学校教育の充実」で、「学力の向上とともに、児童・生徒の豊かな人間性を育むため、地域特性を活かした「宇治学」」等の学習ということで掲載されております。宇治学におきましても福祉、ノーマリゼーション等も行っている状況で、この中で今後計画的に福祉教育等も進めたいと考えているところでございます。

【部会長】 不登校問題に関して、全体的な認識からいっても、不登校だから登校を促進という単純な発想は、あり得ないと思います。登校したいという願いを持っている子どもに対して、登校できるように色々な支援はあります。ただこの表現ですとそういうふうに狭く見えてしまいますので、ここは取組の方向の記述自体、再検討いただく必要があるように思います。

福祉教育のところも、学校の子どもたちへの福祉教育だけではなく、社会教育、生涯学習の分野で大人にも大事な中身になると思いますので、さらに福祉意識の向上について取組の可能性があると思います。

先ほどの院内学級の件、何かありますでしょうか。

【教育支援センター長】 実際には転校する場合もありますが、もとの学校に必ず戻ってくるということで、かなり丁寧にずっと支援しております。また、病院によっては、院内学級があるからそこに行くケースもございます。

だから、保護者とお子さんが選択する時に、また自分が戻ってくるということを踏まえ、 学校と保護者、本人がかなり連携は絶えずやっていくというのがまず現状です。

それから、院内学級がない病院については、今の説明以上に学習支援も含めて、必ず戻ってくる自分の学校の生徒であるという意識を持って、学校は絶えず対応していただいております。

【委員】 153ページ「スポーツ・レクリエーションの普及」というところで、府立の太陽が丘については、この中で一切出てきません。宇治市のスポーツ関係で、太陽が丘は相当大きなウエイトを占めていると思います。それに全然触れずに、宇治市のことだけ書いておられますが、内容がもうひとつ整ってないように感じます。太陽が丘と宇治市の関係を、もう少し深く掘り下げた内容にしていただいたらどうだろうと思います。

それから、学校開放の問題について色々書いてありますが、西小倉の小学校は3つありますが、3つも要らないのではないか。1つなくしてもっと色々な施設に使ったらどうかという意見を聞きます。

ところが、総合計画にはそれらしい方向は何も書いてありません。これはやっぱり宇治 市の将来計画にとって、ないがしろにして進められる問題ではないのではないでしょうか。 将来学校の関係とそうした施設をどう利用していくか、掘り下げた議論をやっていただく 必要があるのではないかと思います。

【教育部長】 太陽が丘のお話でございますが、そもそも京都府の施設ですので、宇治市の計画の中に太陽が丘のことを書き込むべきかという意識がこの間ずっとございます中で、書き切れていないというのが現状です。現在以上に連携を図っていくなど、当然考えるべきことですので、その表現については少し再考させていただきたいと思います。

学校の施設の統廃合の問題でございますが、資料139ページの取組の方向6番、学校規模等適正化の推進に、「「教育振興基本計画」に沿って校区の再編や学校の統廃合を検討します」、この中に、宇治市には、138ページの部門別計画で、一番下の欄外に、宇治市小中一貫教育と学校規模等適正化の方向~NEXUS(ネクサス)プラン~という計画がございまして、これが平成19年に策定した計画でございますが、この考え方が今も学校規模適正化の中にはずっと生き続いておりますので、この考え方に沿って、今ご指摘の点については今後検討してまいります。

それから、学校開放で、グラウンドなどを活用できないかという話につきましても、学校規模適正化の校区の再編や統廃合等も含めて、公共施設等総合管理計画、そのアセットマネジメントの考え方の中にも、学校施設の有効活用のことも触れられておりますので、そことも絡めながら検討してまいります。

【委員】 校医の問題が抜けているように思います。今、医師会の中で、学校医をやりたいという先生がいなくなってきています。

一番の原因は、学校医の仕事が多岐にわたるためです。学校健診、就学児健診、職員の健診、心電図をとったり、色々と複雑な仕事があります。それに去年から加わったのが、脊柱を診る検査で、検査結果が不十分だったとして、後で訴えられた先生が全国的にいます。そういうことがあって、校医をやりたくないという人がどんどん増えてきているので、校医の問題も取り上げてほしいと思います

【部会長】 先にお願いして、後で両方に関わって説明いただければと思います。

【委員】 ここの適正化の文章は、学校の再編と施設整備だけしか書いておりません。 学校の統廃合について、色々なほかの施設に発展的に利用するような方向性を検討しては どうだろうということを申し上げておりました。

【教育部副部長】 学校医の問題ですが、健康診断の検査項目が増えてきたり、教職員の健康管理の役目もあり、多岐にわたって色々なご相談、診察等をお願いしているところでございます。例えば139ページの健康安全教育の充実のところか、どういったところで触れさせていただくのがいいのか検討させていただきたいと考えております。

【教育部長】 学校施設のほかへの転用、活用の問題を、この中期計画でどこまでお示しするか非常に難しい問題があります。公共施設等総合管理計画の、今後個別の施設の計画の策定がありまして、そこで学校施設をどういうふうにしていくかという議論もしなければなりませんので、個別の施設計画に書くか中期計画にどこまで書けるかはもう少し

検討させていただきたいと考えます。

【委員】 スポーツは全ての市民、普段あまりスポーツに関わってない人たちが、参加できる状況をつくっていくことが大切ではないかと思います。同時に、グラウンドゴルフをやりたい年寄りと遊びたい小さい子どもさんが世代間対決をしていることがあります。これからそういう身近なところでのスポーツをどう進めていくかが大切なような気がしております。

それから、学校医さんの役割は特殊教育から特別支援教育になって、さまざまな障害の ある子どもたちが通常の学校に通うことが増えてきているので、校医の先生方にお願いす ることが増えてくるように思います。

今後ますます教育の場で医療と結びつきをする場が増えてくるので、十分医師会の先生 の方との連携を深めていただきたいと思っております。

【委員】 大分類4中分類1小分類1の給食と昼食はどう違うのですか。

大分類4中分類1小分類1、幼稚園児が124名というのは、これは公立の数ですね。 なぜ公立の数だけ書いているのですか。学校施設充実の関係で、南部小学校のグラウンド は乾燥した日にものすごく砂ぼこりが立ちます。砂ぼこりは子どもたちには害は与えない ものでしょうか。

また、何年か前にものすごく風が吹いた時があり、グラウンドの砂がかなり近隣に飛び 散ったことがあるので、芝生化は宇治市では可能でしょうか。

以上です。

【教育部長】 139ページの取組の方向3番、中学校給食について、今、宇治市では中学校の給食がまだ実施できておらず、ご家庭からの弁当を中学生は持ってきてくださいというお願いをしていますが、親御さんのご都合によって、事前に予約した生徒に対して、お昼のお弁当を配達するという事業をしております。それを昼食提供事業と申し上げていますので、ここでは「昼食提供等を行います」と書かせていただいております。

それから、幼稚園の問題に関しましては、少子化の影響もあって、公立幼稚園の園児数がずっと減ってきている。だから、公立幼稚園のあり方そのものを見直すべきではないかということが、ここ10年近くの課題になっております。137ページの現況と課題のところには、公立幼稚園と私立幼稚園での園児の減り方の数を書いておりますが、実際我々が今取り組むべきこととして、公立幼稚園の今後のあり方をどうするかがいちばん主になってございますので、公立幼稚園の子どもの今の実数、124人を書かせていただいております。

【教育部副部長】 グラウンドの砂ぼこりにつきましては、少し目が痛いという話もありますが、現在、グラウンドの砂だけで健康の被害があるという大きな話は今のところ聞いたことはございません。

学校の周りに砂ぼこりが飛ぶという話は、確かにある学校ではそういった苦情もお聞き しますので、防砂シートや砂ぼこりが立ちにくい土に入れかえをしている学校もございま す。

また、校庭の芝生化につきましては、現在のところ検討はしておりません。

【部会長】 ありがとうございました。

目標にしていました時刻にはなっておりますけども、いかがでしょうか。第2回で引き続き全体に当たってご質問をいただきたいと思っております。まずは事務局で、今日本当に多方面から貴重なご意見をいただきましたので、それを踏まえた形での修正も準備いただいた上で、また全体に関わってそれぞれの項目で取組の方向等の審議を続けたいと思います。

よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【部会長】 次回に継続するということで、よろしくお願いいたします。

#### 4. その他

◇事務局より今後の日程

## 5. 閉会

【部会長】 本当に熱心なご討議ありがとうございました。引き続きよろしくお願い いたします。

一一 了 ——